

公 告

分任契約担当官
自衛隊埼玉地方協力本部長
竹内 浩之

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

GP	件名	規格	単位	数量
1	携帯電話通信役務(事務所長用)ほか1件	仕様書のとおり	式	1
2	モバイルWi-fi ルーター及び通信料	仕様書のとおり	式	1

(2) 履行場所：自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤4-11-15 ほか）

(3) 履行期間：令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2 入札参加資格

- 令和7.8.9年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書を受けた者のうち、「役務の提供等」でD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
(入札参加時においては、令和4.5.6年度の競争参加資格を受けており、令和7.8.9年度も引き続き資格を申請して認められることを前提とする。申請の結果規定の資格を有しない場合には入札参加は無効となる。)
- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者（協力者を含む）。
- 暴力団対策法により指定された団体又はその関係者でない者。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合にはこの限りでない。

3 契約条項

談合等の不正行為に関する条項、暴力団排除に関する特約条項

4 契約条項を示す場所

自衛隊埼玉地方協力本部総務課事務室

5 競争入札を執行する場所及び日時

- 日 時：令和7年3月12日（水） 13時10分
- 場 所：自衛隊埼玉地方協力本部3階会議室

6 落札決定方法

- 端末代金を含む毎月定額料金の年間総額とし、予定価格の範囲内をもって判定する。
- 入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

7 入札書に記載すべき事項

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

8 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

9 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者の行った入札
- (2) 入札金額が明瞭でない場合及び入札者が誰であるか識別しがたい場合
- (3) 入札に関する条件に違反した場合
- (4) 電報、電話及びFAXによる入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

10 契約書の作成

作成する。

11 その他

- (1) 郵便による入札については、令和6年3月11日（火）16時まで必着とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び「入札書在中」と朱書きで記載すること。なお、事前に郵送等により入札する旨の連絡をし、発送者の責により到着を確認するものとする。
- (2) 入札に参加するものは、必ず下記担当者に連絡し資格決定通知書の写しを提出すること。
- (3) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (4) 問い合わせ先

〒331-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-11-15

入札・契約について関する問い合わせ先

自衛隊埼玉地方協力本部 総務課会計班 小河（おがわ）

TEL・FAX（手動切替） 048-831-6043

仕様書に関する問い合わせ先

自衛隊埼玉地方協力本部 募集課計画 毎隈（まいぐま）

TEL 048-831-6044

調達要求番号：

自衛隊埼玉地方協力本部仕様書		
携帯電話通信役務（事務所長用）	仕様書番号	第 一 号
	作成年月日	令和 年 月 日
	変更年月日	令和 年 月 日
	作成者	埼玉地本募集課

1 総 則

- (1) 本仕様書は自衛隊埼玉地方協力本部（以下「地本」という。）において、広報官等が募集活動で使用する携帯端末（スマートフォン）、通信役務について適用する。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議することとする。

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 品 名

AQUOS sense 6s SHG07または同等品以上のもの

4 役務の内容

携帯端末（スマートフォン）9台の借用及び通信役務

5 役務の条件

- (1) 携帯端末借り上げ

端末の規格、制限速度、容量、記憶メモリ、性能については、調達要領指定書に示す。
- (2) 通信役務

データ通信、通話条件、セキュリティ、付加サービス等通信役務に関する事項については調達要領指定書に示す。
- (3) 使用エリア

人口カバー率99%以上であること。また、別紙に示す施設内で使用できること。
- (4) 情報セキュリティ

契約相手方は、本件調達を実施・統括する部門にISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティの態勢が整っていること。
- (5) その他

ア 防衛省の指定するセキュリティ等が構築されていること。細部は調達要領指定書による。
イ 法令及び契約相手方が定める提供基準に従って災害時優先電話として使用できること。
- (6) 携帯電話の電源オフ及び圏外時における機能

通話が出来ない場合は留守番電話サービスに繋がり、メッセージ録音できること。

- (7) 通話明細サービス
通話（1通話ごと）の明細を提示すること。
- (8) 維持サービス
契約期間内において、故障発生時に機器修理等のサービスが付与されること。
- (9) 料金プラン
 - ア データ通信
毎月のデータ通信料は定額とし、データ容量7GB以上のものとする。また、データ量超過後は、速度制限により追加料金なしで使用可能なこと。
 - イ 通話
毎月の通話料が800分以上（かけ放題も可）の無料通話を含む。プランであること。
また、災害などで電話回線が輻輳した場合においても、発信規制や接続規制を受けずに発信を優先することが可能であること。
- (10) 携帯端末（スマートフォン）の代金
携帯端末（スマートフォン）はレンタルにて提供されるものとし、その代金は前号の料金と共に合算して請求するものとする。
- (11) サプライチェーンリスクへの対応
本役務の実施に当たり、契約相手方（下請負業者、再委託先等を含む。）は、携帯電話本体の借用及び通信利用について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他障害等リスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機能等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うこと。

6 出荷条件等

- (1) レンタルにて提供される携帯端末（スマートフォン）は、適宜包装し電話番号を記載して納入すること。ただし、現行の契約事業者において、本号を履行済みの場合は、省略できるものとする。
- (2) 納入場所：埼玉県さいたま市浦和区常盤4-11-5
浦和地方合同庁舎3F 自衛隊埼玉地方協力本部

7 提出書類

- (1) 毎月提出する書類
 - ア 請求書
 - イ 利用料金内訳書
 - ウ 通話料明細書
- (2) 端末納入時
個体番号及び電話番号一覧表（様式随意）
（なお、現行の契約事業者において、本号を履行済みの場合は、省略できるものとする。）

7 その他

- (1) 機種については、同一機種を納入すること。
- (2) 携帯電話機1台につき1ずつメールアドレスが付与されること。
- (3) 番号ポータビリティを利用し、現在使用中の電話番号を引き継ぎ、令和7年4月1日午前0時から使用可能なこと
- (4) 現在使用中の各携帯端末に登録されている連絡先及びLINEアプリの友だち一覧についても新しい携帯端末に引き継ぐことが可能であること
- (5) 携帯電話の利用開始に際し、初期設定が必要な場合は、契約事業者が直接又は簡易的なマニュアルを作成する等、必要な支援を行うこと
- (6) 第2項に示す契約期間満了後に解約の手続きが発生する場合については、官側における違約金等の費用が発生しないこと
- (7) 現行の契約事業者において、第1号、第3号、第4号及び第5号について履行済みの場合は、省略できるものとする。
- (8) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏洩しないこと。また、他の目的に転用してはならない。

使用場所

使用場所	郵便番号	所在地
自衛隊埼玉地方協力本部	330-0061	さいたま市浦和区常盤 4-11-15 浦和地方合同庁舎 3F
さいたま地域事務所	330-0854	さいたま市大宮区桜木町 2-376 MS-1 ビル 2F
春日部募集案内所	344-0067	春日部市中央 3-11-8 春日部合同庁舎 1F
大宮分駐所	331-0823	さいたま市北区日進町 1-40-7 大宮駐屯地内
入間地域事務所	359-1144	所沢市西所沢 1-9-19 鹿島屋ビル 3F
川越案内所	350-0044	川越市通町 2-2
入間分駐所	350-1324	狭山市稲荷山 2-3 入間基地内
朝霞地域事務所	178-8501	東京都練馬区大泉学園町 朝霞駐屯地内
川口案内所	332-0032	川口市中青木 2-19-5 埼玉地方法務局川口出張所内
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波 2-98 パールビル 2F
加須案内所	347-0055	加須市中央 1-15-1
熊谷分駐所	360-8580	熊谷市拾六間 839 熊谷基地内
秩父地域事務所	368-0005	秩父市大野原 491-1 関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

調達要領指定書	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和7年 月 日
	作成部課	募集課
	作成年月日	令和7年 月 日
品名	携帯電話通信役務（事務所長用）	
仕様書番号	第 一 号	

指定事項：

5 役務の条件

(1) 携帯端末（スマートフォン）本体の形状及び機能

ア ディスプレイサイズ： 4インチ以上7インチ以下であること。

イ OSは、契約時に最新のOSであること。

ウ カメラ機能を有すること

エ Bluetoothが利用できること

オ Eメール機能を有すること

カ SDメモリーカードを同封しないこと

キ 付属品として、「使用説明書」「ACアダプター」を1台に対しそれぞれ添付すること

(2) 通信役務

ア データ通信

4GLTE以上にて接続しパケット通信が可能であること

イ 通話条件

携帯電話として通話可能であること

(3) その他

ア 保守

(ア) 本件で使用するネットワークが24時間365日監視・運用されていること

(イ) 保守又は修繕態勢が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること

(ウ) 本品には、通常使用の場合の故障に対して、納入日から起算して契約期間満了日までは無償で修理又は同一製品と交換すること。

(エ) 紛失した場合、遠隔操作で使用不可にできること

調達要求番号：

自衛隊埼玉地方協力本部仕様書		
携帯電話通信役務（広報官用）	仕様書番号	第 一 号
	作成年月日	令和 年 月 日
	変更年月日	令和 年 月 日
	作成者	埼玉地本募集課

1 総 則

- (1) 本仕様書は自衛隊埼玉地方協力本部（以下「地本」という。）において、広報官等が募集活動で使用する携帯端末（スマートフォン）、通信役務について適用する。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議することとする。

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 品 名

AQUOS sense 6s SHG07または同等品以上の物

4 役務の内容

携帯端末（スマートフォン）の56台の借用及び通信役務

5 役務の条件

- (1) 携帯端末借り上げ

端末の規格、制限速度、容量、記憶メモリ、性能については、調達要領指定書に示す。
- (2) 通信役務

データ通信、通話条件、セキュリティ、付加サービス等通信役務に関する事項については調達要領指定書に示す。
- (3) 使用エリア

人口カバー率99%以上であること。また、別紙に示す施設内で使用できること。
- (4) 情報セキュリティ

契約相手方は、本件調達を実施・統括する部門にISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティの態勢が整っていること。
- (5) その他

ア 防衛省の指定するセキュリティ等が構築されていること。細部は調達要領指定書による。
イ 法令及び契約相手方が定める提供基準に従って災害時優先電話として使用できること。
- (6) 携帯電話の電源オフ及び圏外時における機能

通話が出来ない場合は留守番電話サービスに繋がり、メッセージ録音できること。

(7) 通話明細サービス

通話（1通話ごと）の明細を提示すること。

(8) 維持サービス

契約期間内において、故障発生時に機器修理等のサービスが付与されること。

(9) 料金プラン

ア データ通信

毎月のデータ通信料は定額とし、データ容量7GB以上のものとする。また、データ量超過後は、速度制限により追加料金なしで使用可能なこと。

イ 通話

毎月の通話料が800分以上（かけ放題も可）の無料通話を含む。プランであること。

また、災害などで電話回線が輻輳した場合においても、発信規制や接続規制を受けずに発信を優先することが可能であること。

(10) 携帯端末（スマートフォン）の代金

携帯端末（スマートフォン）はレンタルにて提供されるものとし、その代金は前号の料金と共に合算して請求するものとする。

(11) サプライチェーンリスクへの対応

本役務の実施に当たり、契約相手方（下請負業者、再委託先等を含む。）は、携帯電話本体の借用及び通信利用について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他障害等リスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機能等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うこと。

6 出荷条件等

(1) レンタルにて提供される携帯端末（スマートフォン）は、適宜包装し電話番号を記載して納入すること。ただし、現行の契約事業者において、本号を履行済みの場合は、省略できるものとする。

(2) 納入場所：埼玉県さいたま市浦和区常盤4-11-5

浦和地方合同庁舎3F 自衛隊埼玉地方協力本部

7 提出書類

(1) 毎月提出する書類

ア 請求書

イ 利用料金内訳書

ウ 通話料明細書

(2) 端末納入時

个体番号及び電話番号一覧表（様式随意）

（なお、現行の契約事業者において、本号を履行済みの場合は、省略できるものとする。）

8 その他

- (1) 機種については、同一機種を納入すること。
- (2) 携帯電話機1台につき1ずつメールアドレスが付与されること。
- (3) 番号ポータビリティを利用し、現在使用中の電話番号を引き継ぎ、令和7年4月1日午前0時から使用可能なこと
- (4) 現在使用中の各携帯端末に登録されている連絡先及びLINEアプリの友だち一覧についても新しい携帯端末に引き継ぐことが可能であること
- (5) 携帯電話の利用開始に際し、初期設定が必要な場合は、契約事業者が直接又は簡易的なマニュアルを作成する等、必要な支援を行うこと
- (6) 第2項に示す契約期間満了後に解約の手続きが発生する場合については、官側における違約金等の費用が発生しないこと
- (7) 現行の契約事業者において、第1号、第3号、第4号及び第5号について履行済みの場合は、省略できるものとする。
- (8) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏洩しないこと。また、他の目的に転用してはならない。

使用場所

使用場所	郵便番号	所在地
自衛隊埼玉地方協力本部	330-0061	さいたま市浦和区常盤 4-11-15 浦和地方合同庁舎 3F
さいたま地域事務所	330-0854	さいたま市大宮区桜木町 2-376 MS-1 ビル 2F
春日部募集案内所	344-0067	春日部市中央 3-11-8 春日部合同庁舎 1F
大宮分駐所	331-0823	さいたま市北区日進町 1-40-7 大宮駐屯地内
入間地域事務所	359-1144	所沢市西所沢 1-9-19 鹿島屋ビル 3F
川越案内所	350-0044	川越市通町 2-2
入間分駐所	350-1324	狭山市稲荷山 2-3 入間基地内
朝霞地域事務所	178-8501	東京都練馬区大泉学園町 朝霞駐屯地内
川口案内所	332-0032	川口市中青木 2-19-5 埼玉地方法務局川口出張所内
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波 2-98 パールビル 2F
加須案内所	347-0055	加須市中央 1-15-1
熊谷分駐所	360-8580	熊谷市拾六間 839 熊谷基地内
秩父地域事務所	368-0005	秩父市大野原 491-1 関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

調達要領指定書	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和7年 月 日
	作成部課	
	作成年月日	令和7年 月 日
品名	携帯電話通信役務（広報官用）	
仕様書番号	第 一 号	

指定事項：

5 役務の条件

(1) 携帯端末（スマートフォン）本体の形状及び機能

ア ディスプレイサイズ： 4インチ以上7インチ以下であること。

イ OSは、契約時に最新のOSであること。

ウ カメラ機能を有すること

エ Bluetoothが利用できること

オ Eメール機能を有すること

カ SDメモリーカードを同封しないこと

キ 付属品として、「使用説明書」「ACアダプター」を1台に対しそれぞれ添付すること

(2) 通信役務

ア データ通信

4GLTE以上にて接続しパケット通信が可能であること

イ 通話条件

携帯電話として通話可能であること

(3) その他

ア 保守

(ア) 本件で使用するネットワークが24時間365日監視・運用されていること

(イ) 保守又は修繕態勢が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること

(ウ) 本品には、通常使用の場合の故障に対して、納入日から起算して契約期間満了日までは無償で修理又は同一製品と交換すること。

(エ) 紛失した場合、遠隔操作で使用不可にできること

調達要求番号：

自衛隊埼玉地方協力本部仕様書		
モバイルWi-Fiルーター及び通信料	仕様書番号	第 一 号
	作成年月日	令和 年 月 日
	変更年月日	令和 年 月 日
	作成者	埼玉地本募集課

1 総 則

- (1) 本仕様書は自衛隊埼玉地方協力本部（以下「地本」という。）において、広報官等が募集活動で使用するモバイルルーター、通信役務について適用する。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議することとする。

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 品 名

Speed Wi-Fi 5G X11または同等品以上の物

4 役務の内容

モバイルルーター38台の借用及び通信役務

5 役務の条件

- (1) 端末借り上げ
通信速度、容量、同時接続可能数については、調達要領指定書に示す。
- (2) 通信役務
データ通信、通信役務等に関する事項については調達要領指定書に示す。
- (3) 使用エリア
人口カバー率99%以上であること。また、別紙に示す施設内で使用できること。
- (4) 情報セキュリティ
契約相手方は、本件調達を実施・統括する部門にISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティの態勢が整っていること。
- (5) その他
防衛省の指定するセキュリティ等が構築されていること。細部は調達要領指定書による。
- (6) 維持サービス
契約期間内において、故障発生時に機器修理等のサービスが付与されること。

(7) 料金プラン

通信料が毎月定額であること。また、データ通信料にはインターネットプロバイダ料金を含むものとする。

(8) 端末（モバイルルーター）の代金

端末（モバイルルーター）はレンタルにて提供されるものとし、その代金は前号の料金と共に合算して請求するものとする。

(9) サプライチェーンリスクへの対応

本役務の実施に当たり、契約相手方（下請負業者、再委託先等を含む。）は、端末（モバイルルーター）本体の借用及び通信利用について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他障害等リスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機能等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うこと。

6 出荷条件等

(1) レンタルにて提供される端末（モバイルルーター）は、適宜包装し電話番号を記載して納入すること。ただし、現行の契約事業者において、本号を履行済みの場合は、省略できるものとする。

(2) 納入場所：埼玉県さいたま市浦和区常盤4-11-5

浦和地方合同庁舎3F 自衛隊埼玉地方協力本部

7 提出書類

(1) 毎月提出する書類

ア 請求書

イ 利用料金内訳書

(2) 端末納入時

個体番号及び電話番号一覧表（様式随意）

8 その他

(1) 機種については、可能な限り同一機種を納入すること。

(2) 第2項に示す契約期間満了後に解約の手続きが発生する場合については、官側における違約金等の費用が発生しないこと

(3) 端末（モバイルルーター）の利用開始に際し、初期設定が必要な場合は、契約事業者が直接又は簡易的なマニュアルを作成する等、必要な支援を行うこと

(4) 現行の契約事業者において、第1号及び第3号について履行済みの場合は、省略できるものとする。

(5) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏洩しないこと。また、他の目的に転用してはならない。

Wi-Fi ルータ使用場所

使用場所	郵便番号	所在地
自衛隊埼玉地方協力本部	330-0061	さいたま市浦和区常盤 4-11-15 浦和地方合同庁舎 3F
さいたま地域事務所	330-0854	さいたま市大宮区桜木町 2-376 MS-1 ビル 2F
春日部募集案内所	344-0067	春日部市中央 3-11-8 春日部合同庁舎 1F
大宮分駐所	331-0823	さいたま市北区日進町 1-40-7 大宮駐屯地内
入間地域事務所	359-1144	所沢市西所沢 1-9-19 鹿島屋ビル 3F
川越案内所	350-0044	川越市通町 2-2
入間分駐所	350-1324	狭山市稲荷山 2-3 入間基地内
朝霞地域事務所	178-8501	東京都練馬区大泉学園町 朝霞駐屯地内
川口案内所	332-0032	川口市中青木 2-19-5 埼玉地方法務局川口出張所内
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波 2-98 パールビル 2F
加須案内所	347-0055	加須市中央 1-15-1
熊谷分駐所	360-8580	熊谷市拾六間 839 熊谷基地内
秩父地域事務所	368-0005	秩父市大野原 491-1 関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

調達要領指定書	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和7年 月 日
	作成部課	募集課
	作成年月日	令和7年 月 日
品名	モバイルWi-Fi ルーター及び通信料	
仕様書番号	第 一 号	
細部事項		
<p>5 役務の条件</p> <p>(1) 端末の条件</p> <p>ア 通信速度 : 下り最大2.7Gbps/上り最大183Mbps</p> <p>イ 通信容量 : 無制限若しくは、月50GB以上</p> <p>ウ 同時接続可能数 : 本体1台あたり10台以上</p> <p>(2) 通信役務</p> <p>4G/LTE回線以上の利用であること</p> <p>(3) 保 守</p> <p>本品には、通常使用の場合の故障に対して、納入日から起算して契約期間満了日までは無償で修理又は同一製品と交換すること。</p>		

委任状

令和 年 月 日

自衛隊埼玉地方協力本部長
竹内 浩之 殿

住 所
会 社 名
代表者名

印

令和7年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し
令和 年 月 日～令和 年 月 日までの間、 を
代理人と定め、下記権限を委任します。
なお、委任解約した場合には、連署のうえお届けします。

1 委任内容

- (1) 入札書提出の件
- (2) 見積書提出の件
- (3) その他上記委任事項に関する一切の件

委任者

印

受任者

印